農業法人活性化支援事業実施要領

第1 趣旨

本県農業の現状は、基幹的農業従事者の平均年齢が全国よりも高いなど、高齢化が進み、主たる農業従事者も少ない状況である。また、一経営体当たりの経営耕地面積は、全国の半分以下であり、小規模で副業的な農家が多くなっている。

今後、本県農業を将来にわたって発展させていくためには、農業経営の法人化や農業 法人の経営基盤の強化等により本県農業の基幹産業化を進め、今後の本県農業を力強く 支えていく、担い手の育成が不可欠である。

このため、今後の本県農業の担い手となる農業法人の経営の活性化を支援するため、経営規模の拡大や高度化に必要となる農業機械の導入経費や、法人運営に必要な経営、労務管理、販売管理等の知見を有する人材雇用の支援等を行う農業法人活性化支援事業を推進することにより、本県農業の基幹産業化を図り、持続的に発展を続ける本県農業を実現する。

第2 用語の定義

この要領における各用語の定義は次のとおりとする。

1 農業法人

農業を主たる事業とする法人であって、農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人に該当するものをいう。ただし、農地所有適格法人に該当しない法人にあっては、事業の目標年度内に、農地所有適格法人になることが見込まれ、事業実施主体である市町が認めたものについてはこの限りでない。

2 集落営農組織

集落内での合意に基づき、農地の保全、農作業の効率化、生産コストの削減等を目的に 共同・協業で農業を行う集落内農業の持続的な発展を目的として、一つの集落又は複数 の集落を一つの単位として設立された農業経営体(法人を含む。)をいう。

3 集落営農法人

集落営農組織のうち上記1に規定する農業法人の定義を満たすものをいう。

4 農業経営の法人化

法人格を有しない農業経営体を基礎として、次に掲げる要件を満たす農業法人を新た に設立することをいう。

- (1) 集落営農法人を設立する場合にあっては、次のいずれかに該当すること。
 - ア 法人格を有しない集落営農組織が、単独で又は他の集落営農組織若しくは未組織 集落と共同して設立するものであること。
 - イ 未組織集落が、単独で又は集落営農組織若しくは他の未組織集落と共同して設立 するものであること。
- (2) 集落営農法人以外の農業法人を設立する場合にあっては、法人格を有しない経営体が、単独で又は他の経営体と共同して設立するものであること。
- 5 雇用の拡大

農業法人が、次に掲げる全ての要件を満たす雇用契約により雇用就農者を1人以上増

加させることをいう。

- (1) 本事業終了後も雇用が継続されることを前提とした無期雇用であること。
- (2) 常勤(週35時間以上で継続的に労働すること。)であること。
- (3) 当該雇用就農者に、その法人が行う農業(農畜産物を原材料として使用する製造又は加工、農畜産物の貯蔵・運搬又は販売、農業生産に必要な資材の製造、農業の受託を含む。)及びこれに関連する事業(営業等を含む。)に年間 150 日以上従事させるものであること。

6 広域連携

(1) 広域集落営農法人の設立等による方法

ア 複数の集落営農組織の連携、集落営農組織と未組織集落の連携又は複数の未組織 集落の連携による新たな法人の設立

イ 集落営農組織又は未組織集落の集落営農法人への統合

(2) 農業法人の合併・統合

集落営農法人以外の農業法人が、次のいずれかの方法により法人経営の規模拡大を 図ることをいう。

ア 農業法人が他の経営体と合併又は統合する方法

イ 農業法人を含む複数の経営体が連携して、新たに別の法人を設立する方法

7 法人運営プロフェッショナル人材

企画調整能力、事務処理能力その他法人の設立に必要となる能力を有する者又は法 人の経営管理、労務管理、販売管理その他法人、組織の運営に必要となる知識や経験を 有する者をいう。

第3 事業実施主体

本事業の実施主体は市町とする。

第4 助成対象者の取組及び助成の内容

本事業の内容は以下のとおりとする。

1 農業法人活性化支援機械整備事業

別記1に定めるところにより、農業経営の法人化、雇用の拡大、広域連携、集落営農の 組織化に取り組む者による経営の多角化・高度化に必要な農業機械等の整備を支援する 事業をいう。

2 法人運営プロフェッショナル人材活用事業

別記2に定めるところにより、法人運営プロフェッショナル人材の活用を支援する事業をいう。

第5 事業実施要件

本事業の実施にあたり、助成対象者は別記 $1 \cdot 2$ に定める要件を満たすことを要件とする。

第6 事業の実施等の手続

- 1 事業実施計画の作成及び申請
 - (1) 助成対象者は、事業実施計画承認申請書(別紙様式1号)を作成し、事業実施主体 に申請するものとする。
 - (2) 事業実施主体は、(1)の事業実施計画の申請があった場合は、必要な指導及び調整を行ったうえ、管内の計画を取りまとめ、別紙様式2号により県民局長または県民センター長(以下「県民局長等」という。)に申請するものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1) 県民局長等は、1の規定により申請された事業実施計画書を受理したときはこれを審査し、適当と認められる場合は別紙様式3号によりこれを承認するものとする。
- (2) 県民局長等は、事業実施計画書を承認したときは、その写しを速やかに農林水産部長に提出するものとする。
- (3) 農林水産部長は、(2)で県民局長等から事業計画の写しの提出があった場合は、予算の範囲内で補助金を割当し、県民局長等に通知するものとする。
- (4) (1)による承認を受けた事業実施主体は別紙様式4号により助成対象者あて承認するものとする。
- 3 事業実施計画の変更

助成対象者は、1の計画について、次の各号に規定するいずれかの変更が生じた場合は、速やかに1の規定を準用して変更申請を行い、必要な承認を得なければならない。

- (1) 事業費の30%を超える増減
- (2) 事業内容の変更

4 事業の着手

(1) 助成対象者は、本事業に着手する場合は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて本事業の効果的な実施を図るうえで、緊急かつやむを 得ない事情による場合は、5の規定により交付決定前に着手することができるものと する。

(2) 第4の1の事業の着手にあたっては、入札または複数の業者からの見積もり徴収等により、事業費の低減に取り組むこととする。

5 事前着手の申請

- (1) 助成対象者は、事前着手承認申請書(別紙様式5号)を作成し、事業実施主体に申請するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)の事前着手承認申請書の申請があった場合は、必要な指導及び調整を行ったうえ、別紙様式6号により県民局長等に申請するものとする。

6 事前着手承認申請書の承認

- (1) 県民局長等は、5の規定による申請を受理したときはこれを審査し、適当と認められる場合は別紙様式7号によりこれを承認するものとする。
- (2) 県民局長等は、事前着手承認申請を承認したときは、その写しを速やかに農林水産部長に提出するものとする。
- (3) (1)による承認を受けた事業実施主体は別紙様式8号により助成対象者あて承認す

るものとする。

第7 予算の執行

県は、本事業を実施するにあたっては、要望の把握に努めるとともに、予算等の制約によりそのすべてについて承認することが困難な場合には、地域農業の維持・発展の観点から特に事業効果が高いと見込まれるものを優先して予算を配分するものとする。

第8 事業の完了報告・取組状況報告

1 完了報告

(1) 助成対象者は、事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月を経過する日又は事業実施した年度の年度末のいずれか早い日までに、完了報告書(別紙様式9号)を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

また、第4の2に定める事業の助成対象者で事業実施期間が複数年度に渡る場合は、 事業を開始した年度の年度末に経過報告書(別紙様式9号)を提出するものとする。

- (2) 事業実施主体は、上記(1)による完了報告(経過報告)書の提出があった場合は、 必要な指導及び調整を行ったうえ、管内の計画を取りまとめ、事業完了後1ヶ月を経 過する日又は事業を実施した年度の年度末のいずれか早い日までに別紙様式10号に より県民局長等に提出するものとする。
- 2 完了報告(経過報告)書の受理

県民局長等は、事業実施主体から前項の報告を受けたときは、提出のあった書類の写し を速やかに農林水産部長に提出するものとする。

- 3 取組計画の提出
 - (1) 事業実施の年度内に別記1・2の第3に定める事業要件の達成を見込む助成対象者のうち、完了報告時に要件を満たさない者は、事業実施主体に取組計画書(別紙様11号)を提出するとともに、翌年度末までに取組結果報告書(別紙様式12号)を提出するものとする。
 - (2) 事業実施主体は、(1)による取組計画又は取組結果報告書の提出があった場合は、必要な指導及び調整を行ったうえ、別紙様式 13 号により県民局長等に提出するものとする。
 - (3) 県民局長等は、その内容を確認のうえ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第9 補助金の返還

県民局長等は、事業の実施にあたり、助成対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金を返還させるものとする。

- 1 事業を実施していなかった場合
- 2 完了報告書及び取組結果報告書の内容に虚偽があった場合
- 3 取組結果報告書の提出後も別記1・2の第3に定める交付の要件を満たさず、かつ、 事業実施主体が適切な指導を行っても改善が見込まれない場合

第10 事業目標の達成状況報告

事業実施主体は、事業実施翌年度から3年間、毎年度の事業目標の達成状況について、別紙様式14号により助成対象者に提出を求め、これを翌年度の5月末日までに県民局長等に報告するものとする。なお、目標年度において事業目標および事業要件が未達成の事業については、事業実施主体が、継続して達成状況を把握するとともに、必要と判断したときは助成対象者に対して改善措置を講ずるなど、達成するまで適切な指導を行うものとする。

- 2 事業実施主体は、毎年度の事業目標が達成できていない助成対象者に対して、必要に 応じて農業経営・就農サポート推進事業を活用し、目標達成に向けた指導を行うものと する。
- 3 県民局長等は、中項の報告について、管内分を取りまとめ6月10日までに農林水産部 長に報告するものとする。

第11 証拠書類の保管

事業実施主体及び助成対象者は、補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類について、事業の完了の日が属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第12 他の施策等との関連

本事業が適切に実施され、十分な事業効果が得られるよう、県民局長等は、関係機関との連携を密にした推進指導に努めるものとする。

附則

(令和6年4月1日付け農営第1876号)

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、農業経営スマート化促進事業実施要領(令和3年4月1日付け農営第1152号農林水産部長通知(以下「旧交付要綱」という。))は廃止する。ただし、旧交付要綱によって令和5年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附則

(令和7年4月1日付農営第1031号)

1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。

農業法人活性化支援機械整備事業

第1 事業の内容

農業法人活性化支援械整備事業の内容は、農業法人活性化支援事業実施要領(以下「実施要領」という。)第2に定める農業経営の法人化、雇用の拡大、広域連携、集落営農の組織化に取り組む者に対し、経営の多角化・高度化に必要な農業機械等の整備を支援する事業とする。

第2 助成対象者

助成対象者は、地域計画のうち目標地図に位置づけられた者であること。取組ごとの 助成対象者は次のとおりとする。なお、従前に本事業(農業経営スマート化促進事業を含 む。)を実施している事業者が新たな目標に向けて本事業を実施する場合は、達成状況報 告等により、従前の事業の目標年度における成果目標を達成していることが確認できる こと。

- 1 自ら利用することを目的として農業機械を整備する場合
 - (1) 法人化タイプ
 - ア 実施要領第2の4に定める農業経営の法人化に取り組む者
 - イ 法人の経営継承のため、代表を5歳以上若く、かつ、65歳未満の者に代表を継承 する集落営農法人
 - (2) 雇用拡大タイプ

別表2の雇用要件を満たし、かつ、以下のいずれかの要件を満たす農業法人であること。

- ア 実施要領第2の5に定める雇用の拡大に取り組む者
- イ 新たに 65 歳未満の者に 30 日以上農業に従事させ、後継者育成に取り組む者
- ウ 新たに 65 歳未満の者に 3 日以上オペレーターとして従事させ、後継者育成に取り組む集落営農法人
- (3) 広域連携タイプ

実施要領第2の6に定める広域連携に取り組む者

- (4) 組織化タイプ
 - ア 第2の2に定める集落営農組織のうち、法人格を有しない集落営農組織の設立に 取り組む集落
 - イ 組織の経営継承のため、代表を5歳以上若く、かつ、65歳未満の者に代表を継承 する集落営農組織
- 2 1に掲げる者にリースすることを目的として農業機械を整備する場合 農業協同組合等事業実施主体が認める団体(1に掲げる者と連名で申請するものとす る)

第3 事業要件

農業経営活性化支援機械整備事業の実施に当たっては、実施要領第5に定める事業実

施要件のほか、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- 1 法人化タイプの場合
 - (1) 事業実施前年度若しくは事業実施年度に法人となった又は事業実施年度内に法人となることが確実と見込まれること。
 - (2) 事業実施前年度若しくは事業実施年度に経営継承した又は事業実施年度内に経営継承することが確実と見込まれること。
- 2 雇用拡大タイプの場合

事業実施前年度又は事業実施年度に雇用の拡大又は後継者育成を行っていること。

3 広域連携タイプの場合

事業実施前年度若しくは事業実施年度に複数経営体の統合等により法人となった又は事業実施の翌々年度までに複数経営体の統合等により法人となることが確実と見込まれること。

- 4 組織化タイプの場合
 - (1) 法人格を有しない集落営農組織を設立して3年度以内である又は事業実施年度内に法人格を有しない集落営農組織の設立が確実と見込まれること。
 - (2) 事業実施前年度に経営継承した又は事業実施年度内に経営継承することが確実と 見込まれること。

第4 事業の対象となる取組

- 1 農業機械の導入により効率的な営農が展開できること。
- 2 作物の合理的な栽培や品質向上技術等が実践され、生産性の高い営農が確立できること。

第5 事業の対象となる経費

- 1 事業の対象となる農業機械は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。また、事業の対象となる農業機械が中古機械である場合には、残存耐用年数が2年以上のものであること。
- 2 原則として、運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、事業計画の提出前に県民局長等と協議を行い、認められたものについてはこの限りではない。
- 3 個々の事業内容について、事業実施年度内に完了すること。
- 4 事業費が整備内容ごとに除税額で50万円以上であること。ただし、事業対象とする経 営面積のうち、生産緑地が過半を占める場合は、この限りではない。
- 5 対象となる農業機械については、別表1のとおりとする。

第6 補助上限額等

- 1 県は、第5に定める事業に要する経費の1/3以内を予算の範囲内において補助するものとする。なお、補助金額については、1千円未満は切捨てとする。
- 2 助成対象者ごとの補助上限額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 法人化タイプ 3,000 千円
- (2) 雇用拡大タイプ 3,000 千円
- (3) 広域連携タイプ 3,000 千円
- (4) 組織化タイプ 3,000 千円

第7 管理運営等

- 1 助成対象者は、本事業により整備した農業機械を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して適正に管理運営するものとする。
- 2 助成対象者は、整備した農業機械について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、事業実施主体に届け出ることとし、事業実施主体は県民局長等に進達するものとする。
- 3 助成対象者は、農業経営に関する様々なリスクへの備えとして、共済に加入できる農業機械を整備する場合は、共済又は他の損害保険等へ加入すること。

また、助成対象者は、事業の申請に係る情報を、兵庫県農業共済組合に提供すること 及び兵庫県農業共済組合が当該情報を農業保険の加入推進に利用することに同意する こと。(別紙様式 15 号)。

第8 財産処分の手続

- 1 助成対象者は、整備した農業機械について、その処分制限期間内に財産処分(事業の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供すること。)を行う場合は、事業実施主体である市町の交付規則等に基づき、市町の承認を受けなければならない。
- 2 1の場合において、事業実施主体である市町は、当該申請の内容を承認するときは、 財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討するとともに、あらかじめ、県民局長等 の承認を受けなければならない。

第9 リース導入について

第2の2に掲げる者(以下「リース業者」という。)が事業を実施する場合、対象とするリース契約は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

1 リース契約に係る基本的事項

リース業者と実施要領別記1の第2の1に掲げる者(以下「利用者」という。)との間において、リース契約の目的、期間、リース料、リース料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止、瑕疵担保、保守・修繕の方法、免責事項等について明記された書面によるリース契約を締結すること。

2 リース期間

機械の耐用年数期間以上のリースを行うこと。

3 災害の報告

利用者は機械の利用について責任をもって行い、災害等により機械に異常が起きた場合は、リース業者に直ちに報告するものとされていること。

4 リース事業者の選定

リース事業者の選定では、過去3ヶ年の会計年度のうち少なくとも1ヶ年において、

農業機械に係るリース取扱高(当該会計年度における新規契約高をいう。)の実績を有する者とする。

別表1(別記1第5関係)

事業の対象となる農業機械

栽培管理用機械

田植機

水稲用播種機

管理機

トラクター

付属作業機

マニアスプレッダー

播種機

定植機

GPS ガイダンスシステム(農業用機械に設置するものに限る。)

農薬・肥料散布用ドローン

その他栽培管理に必要な機械

収穫作業用機械

コンバイン

その他収穫作業に必要な機械

乾燥調製用機械

乾燥機

籾摺り機

石抜機

米選機

色彩選別機

選別計量器

その他乾燥調製に必要な機械

ほ場条件改善用機械

弹丸暗渠機

溝掘機

その他は場条件改善に必要な機械

生產管理用機械

管理機

選別機

防除機

その他生産管理に必要な機械

出荷調整用機械

野菜選別機

糖度計

その他出荷調整に必要な機械

なお、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第二条に準ずる建築物については、 補助対象外とする。

別表2(別記1第2の1(2)関係)

雇用拡大タイプの雇用の要件

- 1 原則として助成対象者は、新たに雇用する者に対して、労働者災害補償保険に加入させること。
- 2 常時10人以上の従業員を雇用する助成対象者にあっては、就業規則を定めている又は定めること。
- 3 事業の対象となる期間より前に雇用関係にないこと。

法人運営プロフェッショナル人材活用事業

第1 事業の内容

法人運営プロフェッショナル人材活用事業の内容は、農業法人活性化支援事業実施要領(以下「実施要領」という。)第2に定める農業法人および集落営農組織が、実施領第2の7に定める者の雇用又はその者への業務委託(派遣による方法を含む。以下同じ。)に必要な費用を支援する事業とする。

第2 助成対象者

地域計画の目標地図に位置づけられ、かつ、経営の多角化・高度化に取り組む集落営 農組織および農業法人。

第3 事業要件

法人運営プロフェッショナル人材活用事業の実施にあたっては、実施要領第5に定める事業実施要件のほか、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 事業実施の前年度又は事業実施年度内に、法人運営プロフェッショナル人材について、 新たに雇用、役員へ就任、業務を委託している若しくはする予定であること、又は前年 度から引き続き本事業を実施していること(以下「雇用等を行う者」という。)。
- 2 雇用等を行う者の経験を活かして、法人の設立、経営管理、労務管理、販売管理その 他法人、組織の運営に必要な活動に従事させること。
- 3 雇用等を行う者が、事業の対象となる経営体の代表者と生計を一にしていない者であること。
- 4 法人運営プロフェッショナル人材を雇用する又は役員とする場合は、事業実施期間終了後も継続して雇用する又は役員となることが見込まれること。
- 5 雇用契約が身分上、困難な場合は、概ね1年以上の業務委託契約又は派遣契約を締結 していること。

第4 事業の対象とする経費

- 1 法人運営プロフェッショナル人材の雇用又はその者への業務委託に必要な賃金、共済費、旅費、報酬、委託料等とする。
- 2 事業対象となる経費を算入できる期間は、事業開始時から3か年度を上限とする。 ただし、事業実施期間が複数年度に渡る場合の予算配分については、実施年度ごとの 予算成立後に決定するものとする。

第5 補助上限額

- 1 県は、第1に定める事業に要する経費の1/2以内を予算の範囲内において補助するものとする。なお、補助金額については、1千円未満は切捨てとする。
- 2 補助額の上限は、助成対象者、事業実施年度あたり 1,000 千円とする。